

令和2年度上京区地域保健推進協議会・書面審査の結果報告書

1 議題1「上京区役所保健福祉センター事業について」の審議結果

議題を補強する御意見や御質問を17人の委員のうち8人からいただきました。

御意見に対する見解や御質問への回答は下記の表のとおりです。

いただいた御意見を活用し、御質問も参考にしながら、皆様とさらに連携・協働を強め、上京区民の健康の保持及び増進に寄与する保健所支所として業務を遂行してまいります。

2 議題2「上京区地域保健推進協議会の部会長・副部会長選出について」の審議結果

17人の委員のうち16人に御承認いただき、議題2は承認されました。

【いただいた御意見に対する見解と御質問への回答】

委員氏名	議題1 保健福祉センター事業への意見	議題2 役員選出について	その他の御意見
菅野委員	意見なし	承認	
水谷委員	あり（下記のとおり）	承認	
【御意見】 コロナ禍での現状を考えると、フレイル対策と自殺予防が必要と思われます。 今後も頑張ってもらいましょう。よろしくお願いします。			
【御意見に対する見解】 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、多くの方が外出や人との交流を自粛されており、その結果、運動の機会が減少し、社会参加や仲間づくりも困難になっています。そのために、フレイルになったり、うつ状態になったりという危険性が高まっており、御指摘のとおり対策が必要です。 京都市では、感染防止に向けた啓発に取り組む一方で、いきいきポイント手帳を活用したフレイル対策を実施したり、京都市社会福祉協議会と連携して「新しい生活スタイル」のもとでの地域の絆づくりについて発信する等、様々な取組を行っています。また、こころの健康増進センターでは電話相談をはじめ、自殺予防の取組も強化しています。 保健福祉センターにおいても感染防止に留意しつつ、ロコモ予防教室を二回にわたり開催する等、フレイル対策を実施しているほか、オーラルフレイルの観点も盛り込んだお・も・て・な・しカードを使った啓発を引き続き進めています。また、社会福祉協議会や地域包括支援センター、地域介護予防推進センター等の各種関係団体と連携し、健康すこやか学級等の取組や情報発信・情報交換を行っています。さらに自殺予防対策についても、第1～第4金曜日のこころの相談において取り組んでいます。 今後とも、医師会をはじめとした地域の皆様の御協力を得て、取組を進めてまいります。			
松尾委員	意見なし	承認	
松下委員	あり（下記のとおり）	承認	
【御意見】 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、どの団体も従来通りの取組が出来ず御苦労されたと思います。行政と連携して感染症対策を徹底することで、区民の健康・安全を守ることに			

つながると考えています。

上京薬剤師会としても、薬局施設内の環境を十分に整えるとともに、来局される方々への感染症対策の声掛けを継続して行うことで啓発をしていきたいと思いをします。

【御意見に対する見解】

新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、京都市保健所からの様々な情報提供や with コロナの取組の要請等を発信し、多くの市民や団体と協働しながら取り組んでいるところです。上京薬剤師会の啓発等の取組に感謝申し上げます。

小林委員

あり（下記）

承認

【御意見】

母子保健福祉事業について

最近では入院期間が短い傾向で、母乳育児が確立しないまま、育児に慣れないまま退院される方もあるのではないかと思います。

京都市では、スマイルママ・ホッと事業で、限られた方がショートステイやデイケアを利用できますが、他市では訪問型の産後ケアに補助を行っているところもあり、京都市でも希望される方が訪問型の産後ケアを受けられるような事業も行ってほしいと思いをします。

【御意見に対する見解】

京都市においては、妊娠期からの切れ目のない支援を目的とし、妊婦相談事業、こんにちはプレママ事業（妊婦訪問指導）、育児支援ヘルパー派遣事業、産前・産後サポート事業、産婦健診、こんにちは赤ちゃん事業（新生児等訪問指導）、産後ケア事業など様々な事業を全国に先駆けて実施してまいりましたが、特に出産後間もない時期は、心身両面において母子ともに不安定なことが多いことから、重点的な支援が必要であると考えます。すべての親が安心して育児できるよう、今後とも各事業の充実に取り組んでいきたいと考えています。

さらに、上京区では民生児童委員・主任児童委員が、新しく生まれた命をお祝いし地域情報の伝達や育児の身近な相談相手になるなどの支援を行う「上京区赤ちゃんお祝い訪問プロジェクト」を熱心かつ活発に実施されており、上京の地域力と行政が一体となって子育て支援に取り組んでいるところです。

藤本（早）委員

意見なし

承認

宮崎委員

あり（下記）

承認

【御意見】

教室を開いて、その後半年に一回のフレイルチェックの機会を持つ場を提供していることで、住民の意識・継続・推進を支えていけていることを認識しました。今後もよろしくお願いをします。

教室に参加される方々はまだしも、声掛けやお誘いに反応していただけない方々への周知が難しいことを痛感します。対策として何かお考えでしょうか。

【御意見に対する見解】

御指摘のとおり、声掛けやお誘いに応じていただけない方こそが、孤立につながり、フレイルの恐れがある方として課題だと考えています。引き続き、市民しんぶん等で呼びかけを行ってまいります。教室に参加される方にとっては、身近な方からお誘いの声がかかることが継続することの原動力になり、さらに運動習慣のある人が多い地域では「新たに運動習慣を始める方が増える」という調査結果も出ています。そのため、上京民生児童委員会や上京区社会福祉協議会（各学区社会福祉協議会）、上京保健協議会連合会、上京地域女性会、上京老人クラブ連合会、上京老人福祉員学区代表者連絡会といった各種団体や、地域の方々からのお声掛け・お誘い等の力添えを、引き続きお願いをいたします。今後も、各地域での自主的な健康づくり・介護予防の推進も視野に取組を強化してまいります。

藤本（竜）委員

意見なし

承認

谷舗委員

意見なし

承認

井筒委員

意見なし

承認

赤井委員

意見なし

承認

立花委員

意見なし

承認

織田委員	あり（下記）	承認	
<p>【御意見】 各自が責任をもって生きて行く時代に入りました。他人に出来るだけ迷惑をかけないように生きるのが今後のあり方のように思いますが、一人では生きて行くわけにはいきません。皆さんで協力できることをしていくべきだと思います。</p>			
<p>【御意見に対する見解】 京都市では、京都ならではの地域力・文化力の強みを活かした健康づくりを市民ぐるみで推進し、健康寿命を延伸し、平均寿命へ近づけ、笑顔でいきいきと健やかな「健康長寿のまち・京都」をみんなで実現しようと取り組んでいます。 御指摘のように、一人では生きていくことはできず、みんなで支え合い、取り組んでいくことは重要だと考えており、高齢者保健福祉計画でも「高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、互いに支え合い、いきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち・京都」をみんなでつくる」ことを基本理念として取り組んでいるところです。</p>			
四辻委員	あり（下記）	承認	
<p>【御意見1】 番号と担当者がわかるように仕事内容を書いてほしい。</p>			
<p>【御意見1に対する見解】 議題1 上京区役所保健福祉センター事業について のうち ◎健康づくり事業について＝健康長寿推進課 ◎精神保健福祉事業について＝障害保健福祉課 ◎母子保健福祉事業について＝子どもはぐくみ室 ◎感染症について＝健康長寿推進課及び本庁（＝京都市保健所）の医療衛生企画課 ◎京都市の新型コロナウイルス感染症について＝本庁（＝京都市保健所）の医療衛生企画課 がそれぞれ担当になります。今後ともわかりやすい議案書となるよう努めてまいります。</p>			
<p>【御意見2】 健康づくり事業については、今までの取組やアンケート結果のみが書かれてあるが、どのようにすればよい結果が出るかを報告してほしい。</p>			
<p>【御意見2に対する見解】 京都市では、「健康長寿のまち・京都」を実現するため、京都ならではの地域力・文化力の強みを活かした取組が実施されています。 ここ上京区でも毎年2学区の体育振興会等の御協力を得て、地元の小学校でロコモ予防教室を開催しており、参加者からは大変好評を得ています。 また、地域介護予防推進センター等と連携し、運動や栄養等の出前教室も実施しています。 さらに、各学区や地域で、公園体操をはじめ自ら体操や運動に取り組む自主グループが活躍しており、継続的に活動していただくことが重要だと考えています。 「いかにしてこれらの取組を幅広く周知し、多くの方に参加していただけるか。」ということ協賛会で御検討をいただくとともに、さらに事業内容を改善し続けていくことができるよう、実施効果を踏まえながら、さらなる取組を図ってまいります。</p>			
<p>【御意見3】 新型コロナウイルス感染症についても、結果報告のみではなく、感染しないためにはどうすればよいかを書いてほしい。</p>			
<p>【御意見3に対する見解】 新型コロナウイルス感染の防止については、3密を避ける、マスク着用・咳エチケット、手洗い・消毒、検温等を行い不調の早期発見等の「対策の基本」となることについてチラシや市民しんぶん、ホームページ等、さまざまな媒体を通じ周知を図っているところであり、今回の上京地域保健推進協議会の議案書にも「2 対策」として記載しているところです。</p>			
石田委員	意見なし	承認	
楠川委員	あり（下記）	承認	

【御意見】

高齢者を対象にした健康教室を増やしていき、ロコモティブシンドローム、さらにはフレイル状態にならないような対策をとってほしいです。

気楽に出前教室に参加できるような工夫をしてほしいです。

【御意見に対する見解】

上京区では、毎年2学区の体育振興会等の御協力を得て、地元の小学校でロコモ予防教室を開催しており、参加者からは大変好評を得ています。また、65歳以上の方については地域介護予防推進センター等と連携し、地域に出向く事業として運動や栄養等の出前教室も実施しています。

さらに、各学区や地域で、公園体操をはじめ自ら体操や運動に取り組む自主グループが活躍しており、継続的に活動していただくための工夫を引き続き地域包括支援センターや介護予防推進センターとともに進めてまいります。

萩原委員	あり（下記）	保留	あり（下記）
------	--------	----	--------

【議題についての質問1】

3（1）前期高齢者、後期高齢者に対する「必要な対策」とあるが、「第7期京都市民長寿すこやかプラン」31ページ「1健康づくり・介護予防の取組の推進」の「地域における住民主体の介護予防の取組への支援」のために「(上京区)保健福祉センター」(等)が行った具体例はどのようなものか。また、その取組によって得られた効果はどのようなものかお聞かせいただきたい。

【質問1に対するお答え】

地域における住民主体の介護予防の取組への支援は、健康寿命を延伸し、平均寿命に近づけるために、大変重要な取組であり、重点的に取り組んでいるところです。

具体的には、上京区では、毎年2学区の体育振興会等の御協力を得て、地元の小学校でロコモ予防教室を開催しており、フレイル予防の観点からお口の健康や栄養の摂取等「お・も・て・な・し」を区民に普及啓発しています。参加者アンケートからはフレイル予防の大切さがわかり、具体的な運動にも取り組んでいこうと思う等の意識づけが図れていることが見て取れます。

また、令和元年度は「おもてなし」カードを普及し、さらにフレイル予防の取組みへの参加を促進するため、「おもてなしシールラリー」にも取り組みました。

さらに、地域介護予防推進センター等と連携し、運動や栄養等の出前教室も実施しています。

なお、各学区や地域で、公園体操をはじめ自ら体操や運動に取り組む自主グループが活躍しており、継続的に活動していただくことが住民主体の介護予防の取組にとって重要だと考えています。

今後は、いかに多くの自主的な動きを作り・支援し・活動していただくことができるか、介護予防支援センターと連携しながら、皆様とともに知恵を絞りたいと考えています。

【議題についての質問2】

3（2）認知症対策として「地域で見守る体制づくり」「認知症が進行している方を発見し、施策につなぐ取組が必要」とあるが、「第7期京都市民長寿すこやかプラン」41ページ《主な施策・事業》の（2）認知症の方を地域で見守る施策の推進の14番目に「保健福祉センター保健師・高齢ケースワーカーによる認知症の方がいる世帯への訪問支援の実施」とある。上京区保健福祉センターにおける保健師と高齢ケースワーカーの役割分担や連携協働の仕組みはどのようなになっているのか。また、上京区における取組の具体例としてはどのようなケースがあるのかお聞かせいただきたい。

【質問2に対するお答え】

上京区役所保健福祉センターでは、保健師と高齢ケースワーカーがそれぞれ2圏域ごとに地域担当を持つ（2地域包括支援センターをそれぞれ担当）とともに、保健師と高齢ケースワーカーという保健医療系・福祉系それぞれの強みを生かした課内連携や地域包括支援センターとの会議、地域ケア会議への参加により、有機的に業務を遂行しています。

認知症による課題がある世帯への支援は、地域包括支援センターや認知症初期集中支援チーム等と連携・協働して、家庭訪問による実態把握や主治医との調整を行い、緊急の場合は京都市緊急ショートステイ事業等を活用して生命の安全を守るとともに、成年後見制度（市長申立含む）や特別養護老人ホームへの措置入所（老人福祉法）といった幅広い制度施策を利用して適切かつ迅速に行

っています。

【議題についての質問3】

精神保健福祉事業について

5ページ下から2行目に「支援を必要とする可能性のある層」とあるが、ここにいう「層」というのはどういう意味なのか、市民公募委員にも分かる言葉で説明して頂きたい。

【質問3に対するお答え】

ここでいう「層」とは、端的には「方々」と同義です。「支援を必要とする可能性のある方」が確実に増えていることを述べています。

なお、「層」という言葉は、

- ① 精神的な症状のある方
- ② ①のうち治療を受けている方
- ③ ②のうち自立支援医療費（精神通院医療費）の制度を利用されている方
- ④ ①②③のうち精神保健福祉手帳をお持ちの方
- ⑤ ③④のうち福祉サービスを受けている方

というように精神保健福祉を考える際に、対象者の属性が重層化していることを意識して使用したものです。

【議題についての質問4】

感染症について

京都市情報館2020年10月26日のページ番号「214471」によれば「梅毒の報告件数が急増しています！」とのことであり、「H31年はH25年から8倍以上」「年代別には10～30歳代が約61%」と看過できない状況になっているように思われる。

上京区における「梅毒」等性感染症の発生状況はどのようにになっているのか説明して頂きたい。

【質問4に対するお答え】

感染症は「届出病院が所在した区」で統計処理されています。したがって、ご質問の「上京区における梅毒等性感染症の発生状況」のご説明ができませんことをご了解ください。

なお、梅毒の増加に関しては全国的な傾向になっており、特に上京区民に梅毒の感染者が多いということではありません。京都市では中でも課題とされている「若年層」に対して啓発を行っており、上京区は大学周辺に該当する年齢人口が多いことから継続して啓発を行っています。

【議題についての御意見1】

京都市は、平成18年（2006年）頃から「精神保健ボランティア」の養成を行っており、15年近くの長期にわたり毎年20名くらいの「啓発活動」並びに「地域生活において」「精神障害を抱える方」の「本人の孤立を招く」ことを抑制するアクターとして全市としては約300名近い「精神保健ボランティア養成講座」修了者がいるはずである。残念ながら上京区に在住の当該講座修了者数や現在どのような活動をどこでされているのかに関する情報を知り得ないのだが、P6の「3上京区における取組」「(1) 上京こころのふれあいネットワークの活動」(ウ) 区民向け学習会に「精神保健ボランティア講座」修了者の参加を呼びかければ上京区におけるフォローアップを行うことになるのではないかと。

また、上京区内の「精神保健ボランティア講座」修了者を「共汗サポーター」として位置付けることが出来れば「上京こころのふれあいネットワーク」の新たな参画団体となることが可能ではないかと考えます。

【御意見1に対する見解】

精神に障害のある方々が地域で安心して暮らしていくためには、精神障害に対する理解者を地域の中に増やしていく取組が重要です。

精神保健福祉ボランティアの皆様にも上京区で活動していただけるよう、ボランティア養成事業を実施している京都市こころの健康増進センターを通じて、区民向け学習会などの上京こころのふれあいネットワークの事業の情報をボランティアの皆様にご案内し、区内における活動のきっかけづくりに努めてまいります。

【その他の御意見】

上京区地域保健推進協議会は、京都市保健所運営協議会条例に基づく京都市保健所運営協議会の部会として位置づけられている。

「地域保健対策の推進に関する基本的な指針（H6年12月厚生省告示第374号，（改正）H12年3月第143号）によれば，「地域保健対策」は「公衆衛生行政」の延長上に「サービスの受け手である生活者個人の視点を重視し，すべての住民が満足し安心できるサービスを実現することが求められている」とされている。

また，「介護保険制度の円滑な実施のための取組」も柱となる項目としてあげられている。したがって，京都市においては「京都市民長寿すこやかプラン」（京都市高齢者保健福祉計画／京都市介護保険事業計画）が「地域保健対策」を実施してゆくための行政計画になると考えることが出来る。したがって，「京都市民長寿すこやかプラン」に掲げられた施策は，上京区保健福祉センターにおける事業と関連しているはずである。具体的内容については，議題1での事業について個別に意見を述べたところであるが，特に，健康づくり事業については「京都市民長寿すこやかプラン」との連続性がわかりやすく説明されることによって「上京区地域保健推進協議会」が「京都市保健所運営協議会」の部会として設置されていることによる機能を発揮できることにつながるのではないかと考えます。

「各区地域保健推進協議会（部会）の代表」が「京都市保健所運営協議会」の委員として規定されている趣旨を実現するためにも「上京区地域保健推進協議会」における「議題」及び「協議」のための「資料」の在り方について工夫をしていただきたい。

【その他の御意見に対する見解】

上京区地域保健推進協議会と国指針や各種法令，各種計画（プラン）の関係につきましては，

（1）地域保健法において保健所や保健所支所（区役所保健福祉センター）の設置が定められ，保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるために各自治体の条例で保健所運営協議会等が設置できることが規定されています。上京区地域保健推進協議会は京都市保健所運営協議会条例と同条例施行規則により設置されています。

（2）地域保健対策の推進に関しましては，委員御指摘の厚生労働大臣が定める指針（最終改正は平成27年）が定められており，御指摘の社会福祉等の関連施策との連携に関する基本事項なども柱として規定されています。

（3）各種プランについては，健康の増進の推進に関して健康増進法にプランの策定が規定されており，これに基づいて京都市では「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」（2018-2022年度）を策定しています。

（4）また，御指摘の「京都市民長寿すこやかプラン」（第7期・2018-2020）は老人福祉法と介護保険法において策定が義務付けられているプランであり，二つのプランはそれぞれ根拠法令は異なりますが，健康づくり等の共通分野について策定されるプランとして，互いに連携して策定されています。

（5）健康づくりの事業につきましては，とりわけ高齢者に関しては京都市民長寿すこやかプランの内容を踏まえたものであることは当然ですが，全世代を対象とする，栄養や母子保健，精神保健といった地域保健法や健康増進法に規定された保健所に求められる機能を発揮したものが求められていると考えています。また，より直接的な指針としては「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」がそれにあたるといえます。

上京区地域保健推進協議会の議題や資料につきましては，今回いただいた御意見も参考にして，より分かりやすく議論していただきやすいものとなるよう努力してまいります。